

後発医薬品使用体制加算 2 に関する掲示

当院では、厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、入院・外来においても後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

医薬品の供給が不足した場合に、治療計画等の見直しを行う等、対応ができる体制を整えております。医薬品の供給状況に応じて薬剤を変更する可能性があります。患者さまが安心して治療を受けられるよう、十分に説明させていただきます。

後発医薬品への変更について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。